

## 「心中による虐待死」の予防に向けた検討

### － 社会保障審議会第1次報告～第8次報告の分析を中心に－

○ 聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 西岡 弥生 (8363)

石川 瞭子 (聖隷クリストファー大学・2399)

キーワード：子ども虐待、親子心中、自他殺

## 1. 研究目的

子ども虐待の中で最も悲惨で社会的に影響が大きいのが、「心中による虐待死」である。本研究の目的は、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』の調査結果をから心中による虐待死の実態を家族福祉の視点から検討し、未然防止を検討することである。

わが国における子ども虐待による死亡事例等の検証は、社会保障審議会児童部会児童虐待要保護事例の検証に関する専門委員会(以下、社会保障審議会)が行い、平成17年から年に一度報告書を公表している。子ども虐待による死亡事例数は、心中以外の虐待死で404例(死亡児童数437人)、心中による虐待死224例(死亡児童数314人)と報告されている。

虐待によって子どもが死亡する事件は、後を絶たない。その中でも子どもを含んだ心中は、それが虐待であるにもかかわらず虐待として認識されにくく、加害者の死亡によって心中に至った背景や要因が解明されず見過ごされてきたといえよう。我が国における子どもを含んだ心中の背景には、「子殺しを殺人とは考えない」(島村, 1987)という特有の家族関係に基づいた家族観があると考えられる。現代社会における心中を、貧困等の多様な生活上の問題や時代を反映した地域環境的な問題、家族心理・精神保健学上の問題等が複雑に絡み合った社会福祉上の課題と捉え直し、改めて検討することは意義があることである。

## 2. 研究の視点および方法

本研究は、「第1次報告から第8次報告の集計結果と推移」(社会保障審議会, 2012)を中心に、心中による虐待死について、経年、調査が行われた15項目を分析の対象とする。

(1)死亡事例数及び人数、(2)死亡した子どもの性別、(3)家族の経済状況、(4)家族の地域社会との接触、(5)養育機関への所属並び所属先の内訳、(6)養育機関・教育機関の関与の有無並び虐待への認識の有無、(7)主なる加害者、(8)乳幼児健康診査の未受診率、(9)養育者の状況、(10)養育者(実母の場合)の心理的・精神的問題、(11)虐待通告の有無、(12)児童相談所の関与、(13)児童相談所の虐待についての認識、(14)市町村の関与、(15)関係機関の関与、以上の項目の推移を分析し、心中の実態を検討する。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定を遵守し、先行研究並び報告書からの引用は厳格に行い、自説との峻別を慎重に行った。

#### 4. 研究結果

報告書データから項目別の推移を分析し心中の実態を検討した結果、以下が見出された。

- ①心中以外の虐待死、心中による虐待死ともに、2006年~2008年の社会全体の閉塞感および格差社会等が社会問題化した時期に件数が増え、心中による虐待死では一件につき複数の子どもが犠牲になるという特徴があった。
- ②虐待死が増加した時期においては、心中以外の虐待死は男子が多いが、心中による虐待死の場合は、居合わせた複数の子どもが犠牲になるため、男子と女子の人数がほぼ同じ割合になると推察された。
- ③虐待死にいたった家族の状況について検討すると、家族の経済状況では心中による虐待死の場合、心中以外の虐待死と比べて課税世帯の割合が3割程度含まれ、一概に貧困が心中の主要因ではないことが明らかにされた。
- ④地域社会との接触については、心中による虐待死の場合、平均的な接触をもつ家庭が3割以上を占め、地域社会から隔絶された家族が心中に至るのではないことがわかった。
- ⑤犠牲となった子どもについて、養育機関や教育機関の関わり方の状況を検討すると、子どもが所属していたか否かについては、心中による虐待死の場合、多くの子どもが小学校、保育園を始めとする養育機関に所属していた。
- ⑥養育機関・教育機関が関与していたか否かについては、心中による虐待死の場合、心中以外の虐待死に比べ、関与の割合が圧倒的に高いにも関わらずその殆どが心中への認識はなかった。中核機関である児童相談所及び市町村の保健所等も同様の結果であった。

#### 5. 考察

わが国における「心中による虐待死」の実態は、社会福祉学的・法制度的にも十分な検討がなされておらず、原因の解明や予防に向けた対策も不十分のまま現在の状況に至っている。犠牲になった多くの子どもが養育機関・教育機関に所属し、加害者となった養育者は結婚した実母、実父が主で、一見通常の地域生活を営む家庭において発生している。母親の乳幼児健診の未受診率も低いことから、対応機関の支援の隙間で親の心身の異常が見落とされ静かに家族的危機が進行したといえよう。加害者となった親も犠牲になった子どもと同様に、社会のセーフティネットから滑り落ちネグレクトの状況にあったといえる。

特に母親が精神的な安定を欠く状況で事件が発生しており、母親の精神保健の対応が未然防止の鍵となる。親の心身の情報が、すみやかに関係機関で共有できるシステムの構築が急務である。養育者の精神的危機への敏速な対応に向けて地域精神保健の充実を図り、養育機関・教育機関、母子保健担当部署、医療機関等を窓口として未然防止の機会を逸しない支援体制の構築こそ、「心中による虐待死」を防ぐため我々に課せられた課題である。

・厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果について』<http://www.mhlw.go.jp>

・島村忠義(1987)「親子心中の“日本の特徴”に関する検証の試み」『日本赤十字看護大学紀要』、No1、pp41-49.